

## 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

### 1. 案内情報

- 手続名 : 近代化船の認定の申請
- 手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第2条の3
- 手続対象者 : 近代化船の認定を受けようとする船舶所有者
- 提出時期 : 認定を受けようとする日の3週間前まで(国土交通省海事局海技資格課に提出する場合は2週間前まで)
- 提出方法 : 船舶所有者が日本国籍を有する者である場合は、申請書2部に必要書類を添付し、住所地(日本の法令により設立された法人にあっては主たる事務所の所在地)を管轄する地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ)に提出して下さい。なお、船舶所有者が日本の国籍を有していない者である場合は、申請書1部に必要書類を添付し、国土交通省海事局海技資格課に提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類 : 陸上支援体制の概要、船舶国籍証書の写し、船舶検査証書の写し、船舶検査手帳の写し(表紙及び検査の記録(主機の連続最大出力及び自動化設備(船舶自動化設備特殊規則定める基準に適合する設備)一覧表が記載されている部分)のみ)、国際トン数証書の写し(国際トン数と国内トン数が異なる場合のみ)、整備基準書の写し及び船舶貸渡届出書の写し(混乗近代化船の場合のみ)各2部(国土交通省海事局海技資格課に提出する場合は各1部)
- 申請様式 : 近代化船要件認定申請書、陸上支援体制の概要
- 記載要項・記載 : 申請先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

提出先:	北海道運輸局船員労働環境・海技資格課	0134-27-7189
	東北運輸局船員労働環境・海技資格課	022-791-7524
	北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課	025-244-6128
	関東運輸局船員労働環境・海技資格課	045-211-7232
	中部運輸局船員労働環境・海技資格課	052-952-8027
	近畿運輸局船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434
	神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課	078-321-7053
	中国運輸局船員労働環境・海技資格課	082-228-8794
	四国運輸局船員労働環境・海技資格課	087-825-1190
	九州運輸局海技資格課	093-332-8094
	沖縄総合事務局船舶船員課	098-862-1454

上記以外の場合

3 . 手続情報

- 審査基準 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 2 条の 2
- 標準処理時間 : 約 2 週間
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による